

議員提出意見書案第6号

平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成27年6月18日

総務常任委員長 相 楽 健 雄

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

平和安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書

内閣は、第189回通常国会に平和安全法制関連法案（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案、及び、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案）を提出した。

本法案は、国の外交・防衛のあり方を左右する重要法案であるが、過日の衆議院憲法審査会では、参考人として出席した憲法学者3人がそろって、集団的自衛権の行使を認める平和安全関連法案は憲法違反との見解を示したところである。

このような状況のなか、平和と安全を望む国民は、この法案の内容が国民に分かりやすく明確に説明されることはもとより、日本の平和と安全の確保のため十分かつ慎重な審議がなされ、結論が導かれることを強く望んでいるところである。

よって、国会に対し、下記の事項について強く要望する。

記

法案について、憲法解釈との整合性も含め、国民の納得が得られるよう慎重に審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

福島県須賀川市議会議長 市村喜雄

衆議院議長 宛

参議院議長